

# 2019（平成31）年度事業計画

## 1. 事業

2019（平成31）年度に取り組む事業は以下のとおりとする。

- (1) 担い手経営改善支援事業
- (2) 後継者育成支援事業
- (3) 生産流通振興支援事業
- (4) 農地集積事業
- (5) その他の事業

## 2. 重点化を行う事業

2019（平成31）年度に重点化を行う事業は以下のとおりとする。

- (1) 集落営農組織等支援事業、農地集積事業
  - ・担い手確保および農地集積のための、集落営農組織設立を視野に入れた意見交換の実施。
- (2) 新規就農者育成支援事業
- (3) 特産品開発支援事業
  - ・特産品開発支援事業助成金制度で開発された特産品の定着に向けた支援の実施。
- (4) 農地中間管理事業
  - ・相対契約、農地利用集積円滑化事業からの乗換および新規契約の推進。

## 3. 各事業の内容

### (1) 担い手経営改善支援事業

#### ① 認定農業者支援

- ・宗像市認定農業者協議会事務局事務

研修会、先進地視察研修、枝豆狩り交流会、市認定農業者協議会での意見交換会等を行う。

- ・福津市認定農業者協議会事務局事務

研修会、先進地視察研修、農政関係者との意見交換会、ふるさと先生事業、女性農業者団体の活動支援等を行う。また、福津市地域商社（一般社団法人福津いいざい）と連携し、農業体験交流会を行う。

- ・経営改善計画に関する個別指導

個別相談、ヒアリングおよび審査会への出席等を通して、経営改善計画の策定に関するアドバイス等を行う。また、経営改善計画中間年を迎える経営体に対してフォローアップアンケート調査を行い、必要に応じて面接相談を行う。

- ・根こぶ病対策への支援

域内での根こぶ病防除のための取り組みについて関係機関及び関係団体と連携し、根こぶ病への対策のための協力、支援を行う。

## ②集落営農組織等支援

- ・集落営農組織連絡協議会事務局事務

研修会、視察研修会等を行う。

- ・集落の営農実態把握に関する支援【重点】

地域農業の現状把握のため集落における実態調査をし、また将来の農業の在り方についての検討会等を農業者とともに関係機関と連携して行う。

- ・集落営農組合の設立支援

集落営農組合の設立やその法人化に関する勉強会の開催や個別相談対応等の支援を行う。

## ③経営改善支援

- ・農作業ヘルパー支援事業

J Aむなかたの無料職業紹介（農作業ヘルパー）事業の支援を行う。また、農作業ヘルパーを活用した園芸品目のパッケージング事業を支援する。

- ・雇用管理研修事業

雇用を実施及び検討している経営体に対する雇用に対する注意点等を学ぶ研修会を開催する。

- ・農業体験農園開設支援

域内の農業体験農園の開設希望農家及び既設農家に対して、開設および運営に関するアドバイス、利用促進PRなどの支援を行う。

- ・農業経営の法人化支援

農業経営の法人化に対する個別相談対応等の支援を行う。また、関係機関等と連携して、法人化後の早期経営安定化に向けたアドバイス等を行う。

- ・農福連携事業

障がい者福祉施設と連携し、域内農家の人手不足の解消と障がい者雇用の促進を図る。

## （２）後継者育成支援事業

### ①新規就農者育成支援事業【重点】

以下の5項目については、関係機関にて構成されたむなかた地域農業支援会議において諮問を行い、事業を運用する。

あわせて、同会議の事務局庶務を執り行う。

- ・新規就農支援システムの運用

新規就農を希望する方や就農して間もない方（概ね就農後5年間）への相談対応および支援を行う。また、関係機関における相談対応や支援の内容等の情報を一元化し、共有を行う。

あわせて、新規就農者支援および対策の視察研修等を行い、研鑽に努める。

- ・むなかた地域新規就農研修

むなかた地域新規就農研修を運用し、研修生に対して事業内容へのアンケートやヒアリング等のフォローアップを行う。また、研修生および指導農家からの相談対応を行い、必要に応じて情報共有を行う。あわせて、新規就農研修庶務の視察研修等を行い、研鑽に努める。

- ・新たな新規就農者の支援に向けた取り組み

域外からの移住者や定年帰農者など、今後考える新規就農者に対する支援策について検討を行い、必要に応じて関係機関との協議を行う。あわせて、定年帰農者対策等の視察研修等を行い、研鑽に努める。

- ・経営継承（第3者継承）にかかる支援

経営継承を行う方や経営継承される方の支援を行う。あわせて、経営継承等支援の視察研修等を行い、研鑽に努める。

- ・新規就農者の確保および新規就農者育成支援事業の周知

各就農相談会（新・農業人フェア（東京・大阪）、福岡県およびJA福岡中央会主催の相談会）に出展し、むなかた地域における新規就農者育成支援事業の周知活動を行い、新規就農者の確保に努める。

## ②若手女性農業者育成支援

域内の若手女性農業者により構成されたグループ「菜の花会」の事務局庶務を行い、研修会等の開催や、事業における助成金交付等を行う。

## ③青年農業者育成支援

北筑前アグリネットや宗像地区青年農業者会の活動（ふれあい農業体験交流会等）に対して助成金を交付する。

## （3）生産流通振興支援事業（流通販売担当者会としての事業も含む。）

### ①直売所振興支援

- ・宗像地区直販施設連絡協議会の支援

同協議会を通し、イベントや研修会等への支援、意見交換や情報収集を行う。

### ②域内流通振興支援

- ・収穫体験、加工体験の実施

地元農産物のPRを行うため、収穫体験および加工体験のツアーを実施する。

また、広域の消費者にPRを行うため、福岡県農林水産業体験ツアー（福岡県主催）を活用する。（現在企画提案済み。3月末に結果が通知される予定。）

- ・地元農産物PR事業（むなかた産農産物の活用事業）の実施

地元農産物（姫神）のPRを目的としたイベントを行う。

### ③特産品開発

- ・特産品開発支援事業助成金の交付  
地元農産物を使用した新しい特産品の開発を行おうとする個人、団体等への支援を行う。
- ・特産品の定着支援【重点】  
開発した特産品の定着、販路拡大に向けた情報の提供や支援を行う。
- ・6次産業化の支援  
6次産業化を検討、また実施している農業者等に対して、情報の提供や支援を行う。

## (4) 農地集積事業

### ①農地中間管理事業

- ・農地中間管理事業受託業務【重点】  
(公財)福岡県農業振興推進機構から、農地中間管理事業に係る業務の一部(相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、借受希望者との交渉等)を受託し業務を行う。

### ②農地利用集積円滑化事業

- ・農地所有者代理事業  
相談・委任を受けた農地について、関係機関・団体と連携して受け手となる耕作者を確保する。また、既に委任を受け、利用権設定を行っている所有者と耕作者との調整を行う。

### ③重点地区(集落)での推進活動【重点】

- ・面的集積に向けた推進活動の実施  
関係機関と連携し集落内での意見交換を行い、面的集積の実現に向けた検討を行う。

### ④農地の貸借に関する相談業務

- ・利用権設定申出書の記入指導および取次業務

### ⑤農地耕作条件改善事業

- ・農地耕作条件改善事業への支援  
事業の活用にあたり、関係機関と連携し農地中間管理事業の内容について説明を行う。

### ⑥園地流動化に関する支援

- ・果樹産地維持のため、関係機関と連携しリタイアする農家の優良園地の集積に向けた取り組みを支援する。

### ⑦むなかた地域果樹産地協議会への参画

- ・同協議会を通し、果樹産地(柑橘・無花果・枇杷・スモモ)の振興・発展に向けた意見交換を行う。

## (5) その他事業

①広報紙「むなかたアグリ・レター」発行

②ホームページ更新による情報発信

ホームページの全面改訂を行う。また、SNS（twitterやfacebook等）における情報発信についての検討を行う。

③農業功労賞表彰

④JA主催によるむなかた「食と農」地域フォーラム開催への協力